

一般社団法人 再生医療品質基準協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 再生医療品質基準協議会と称する。英文では Regenerative Medicine Quality Standards Council (略称 JRQ) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、再生医療分野における品質管理基準の策定及び普及を通じて、安全性と有効性の向上、並びに社会的信頼の確保を図り、再生医療の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 再生医療に関する品質管理基準の策定・評価及び普及活動
2. 医療機関、研究機関等の関連企業に対する品質管理体制構築の支援
3. 再生医療に関する研修会・講演会の開催、ガイドライン等の調査・研究・策定
4. 国内外の再生医療に関する情報の収集、分析及び提供
5. 関連する行政機関、国内外の認証等との連携協力
6. 再生医療の品質に関する第三者認証制度の運営
7. 国内外の再生医療の啓発・理解促進活動
8. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
2. 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した法人、団体又は個人
3. 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において定める入会金及び年会費を☑入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

1. 退会 2. 除名 3. 会費の滞納（1年以上） 4. 死亡若しくは解散 5. 総社員の同意

(退会)

第10条 会員は、理事会の定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款その他の規則に違反したとき 2. 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき 3. その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

(構成・権限)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成し、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長・議決権)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。正会員は各1個の議決権を有する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 次の事項は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う（特別決議）。

一 会員の除名 二 監事の解任 三 定款の変更 四 解散及び残余財産の処分 五 その他法令で定める事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、保存する。

第4章 役員

(役員の設定)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
 2. 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(職務)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。理事は、理事会を構成し、業務執行の決定に参画する。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

(解任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成・権限)

第24条 当法人に理事会を置く。理事会はすべての理事をもって構成し、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職
4. 規程及び委員会の設置の決定

(招集・決議)

第25条 理事会は代表理事が招集する。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 委員会

(委員会)

第26条 当法人は、専門事項を調査審議するため、理事会の決議により次の委員会その他の委員会を置くことができる。

1. 基準委員会 2. 認証判定委員会 3. 倫理・利益相反委員会

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める委員会規程による。

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画・予算／事業報告・決算)

第28条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の承認を受ける。事業報告及び計算書類は、毎事業年度終了後に代表理事が作成し、監事の監査を受けたうえで、定時社員総会の承認を受ける。

(剰余金の不分配)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更・解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

第33条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

第35条 当法人の設立時の役員は、別に定めるところによる。

実装メモ（機関設計＝理事会設置型に確定）

本定款は 理事会設置一般社団法人 を採用する。現登記（代表理事1名のみ）から理事会設置型へ移行するため、以下を実施し、登記と完全に整合させること。

- 必要な機関構成：理事 3名以上 + 監事 1名以上。理事の中から理事会で代表理事1名を選定。

- 移行手続き（詳細・議事録雛形は

10_理事会移行・変更登記ガイド.md）：

1. 社員総会の特別決議で本定款（理事会・監事の設置を含む）を承認

2. 社員総会で理事（3名以上）・監事（1名以上）を選任

3. 理事会で代表理事を選定

4. 法務局へ 役員変更・機関設計変更の登記（理事会設置・監事設置・役員）

- 役員は実在し就任を承諾した個人

であること（就任承諾書が必要）。氏名は確定後に本書・サイトへ反映。

- 第2条「主たる事務所」は定款上は最小行政区画（東京都中央区）まで。具体的所在地（銀座六丁目13番16号 銀座Wa11ビル UCF501）は登記事項。

- 名称・目的・公告方法は登記簿謄本と一致済み。